

巻上げ機の運転業務特別教育 案内書

◆開催予定日、会場、定員

地区	実施日時	場所(住所、電話番号、FAX 番号)	募集定員
松山	1 2019年10月15日(火) 8時50分～17時00分	愛媛労働基準協会研修室 ・住所:松山市南江戸1丁目13番21号 ・電話番号:089-927-7731、FAX 番号:089-907-7600	80名

- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から2週間前までです(土日祝祭日の場合は翌日)。
- ・講習会参加者の駐車場は有りませんので、周辺の有料駐車場をご利用下さい。

◆講習科目、時間

学科	巻上げ機に関する知識	3時間
	巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間
	関係法令	1時間
(合計 6時間)		

◆受講資格…当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

巻上げ機の運転(荷の巻上げ及び巻卸し)3 時間以上及び荷掛け及び合図(荷の種類に応じた荷掛け手、小旗等を用いて行う合図)1 時間以上の実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

◆受講料…消費税(10%)含む

	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	9,900	1,050	10,950
会員	6,600		7,650

- ・消費税10%料金です(2019年(令和元年)10月1日からの講習に適用します)
- ・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返金させていただきます。当日欠席された場合は、返金出来ませんのでご注意下さい。

◆法律根拠

- ・労働安全衛生法第 59 条の規定により、巻上げ機の運転に係る業務は、特別教育を修了した者でなければ従事させることはできません。
- ・特別教育を必要とする業務

労働安全衛生規則第 36 条第 11 号

- ・動力により駆動される巻上げ機(電動ホイスト、エヤーホイスト及びこれら以外の巻上げ機でゴンドラに係るものを除く)の運転の業務

ウインチとは、動力により駆動される歯車などにより減速して回転させる(巻胴)にワイヤロープ等を巻付け、物の上げ・下ろしまたは横引き、引っ張り作業などに使用する「巻上げ機」をいいます。



巻上げ機の運転業務特別教育受講申込書

コピーしてご使用下さい		※印欄以外は全てご記入下さい。 HP					
申込日	年 月 日	※修了証番号		※受付番号	松・新・四 今・八・宇		
受講日時	年 月 日 () 8時50分～17時00分			場所	愛媛労働基準協会研修室		
フリガナ				□ 男 □ 女	生年月日	昭和 年 月 日 平成	
受講者氏名							
現住所	〒 - 都道 市郡 府県 区 個人連絡先 () -						
受講資格 (実技教育)	巻上げ機の運転(荷の巻上げ及び巻卸し)3時間以上及び荷掛け及び合図(荷の種類に応じた荷掛け手、小旗等を用いて行う合図)1時間以上の実技教育を行っていること。						
事業主等の 証明欄	上記受講者は記載された実技教育を実施していることを証明します。						
	〒 - 年 月 日						
	所在地						
	事業場名						
	代表者名 (印)						
	連絡先 電話 () - , Fax () -						
会員の有無	□ 会員 ・ □ 一般		テキスト購入		□ 購入 ・ □ 不要(持参する)		

切り取り線

巻上げ機の運転業務特別教育受講票		
※受講番号		※受付番号
受講者氏名		
受講年月日	年 月 日 () 8時50分～17時00分	
受講会場	愛媛労働基準協会研修室 住所:松山市南江戸1丁目13番21号	
※講習内容	巻上げ機に関する知識	
	巻上げ機の運転に必要な一般的事項に関する知識	
	関係法令	
テキスト	□ 当日交付 ・ □ 受講者持参	

【連絡事項】

- ・ 本受講票は当日受付に提示し、受講中は机上に置いて下さい。
- ・ 開講時間に遅れる等、受講すべき時間数が不足したときは修了証を交付出来ませんのでご注意下さい。
- ・ 筆記用具をご持参下さい。
- ・ 講習会場には駐車場がありません。

(公社)愛媛労働基準協会松山支部

領 収 証

殿

¥ :

巻上げ機の運転業務特別教育
受講料及びテキスト代金

上記金額を領収致しました。

年 月 日

(公社)愛媛労働基準協会 松山支部